

静岡県告示第364号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づく二級河川火振川水系河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川火振川水系河川整備基本方針は、平成29年4月11日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年4月11日

静岡県知事 川 勝 平 太